

競争参加者の資格に関する公示

平成24年度豊橋河川積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年 1月20日
中部地方整備局長 足立 敏之

1 業務概要

- (1) 業務名 平成24年度 豊橋河川積算技術業務
- (2) 業務内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。
なお、本業務は履行期間内において、1工事毎（以下「個別業務」という）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。
- 1) 積算に必要な現地調査
 - 2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
 - 3) 積算資料作成
 - 4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）
 - 5) 予定工事又は（工種）件数は65件を予定している。
- (3) 履行期間 平成24年4月2日～平成26年3月31日

2 申請の時期

平成24年 1月23日から平成24年 2月 9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>
「企業と自治体」—「入札・契約情報」—「測量・建設コンサルタント等業務」—「契約関係様式集」の順で検索のこと。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る競争参加資格確認資料（様式－2～7の写し）を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）により提出すること。
提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課
電話 052-953-8138

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認

定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 22 年 10 月 1 日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1)②の認定を受けていない構成員が 4 (1)②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4 (1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに 4 (1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「平成 24 年度豊橋河川積算技術業務 × × ・ △△ 設計共同体」とする。